

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争公告に付します。

平成29年4月24日

全国健康保険協会広島支部
支部長 向井 一誠

1. 調達内容

(1) 調達件名

協会けんぽ加入事業所へのアンケート用紙等印刷と封入封緘発送及び回答入力、
集計・グラフ作成作業業務委託

- ①アンケート用紙等印刷 27,067枚
- ②封入封緘 10,142件
- ③発送（広島東郵便局への搬入） 一式
- ④アンケート回答入力 予定件数 4,000件
- ⑤アンケート入力結果にかかる集計・グラフ作成 一式

※④については数量が予定数のため、増減があることを了知のうえ、参加すること

(2) 調達案件の仕様及び数量

仕様書による。

(3) 履行期限

印刷、封入封緘、発送 平成29年5月19日（金）
アンケートの回答入力、集計・グラフ作成 平成29年7月14日（金）

(4) 納品場所

全国健康保険協会広島支部及び広島東郵便局

(5) 見積競争方法

契約は（1）①から③及び⑤は総価契約、④は単価契約とする。

見積金額は（1）①から③及び⑤は合計金額を記載し、④は入力1件あたりの単価を記載のうえ、予定数量を乗じて算出した額を記載すること。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された各種金額の総価（合計）をもって決定する。なお、見積競争に参加する者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28、29、30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」及び「役務の提供等」の B、C 又は D の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 競争参加資格確認書類（別途指示）を当協会広島支部へ提出し、承認を受けた者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) プライバシーマーク、ISO/IEC 27001 又は JISQ 27001 のいずれかの認証を取得している者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 仕様書等の交付場所、見積書の提出場所及び問い合わせ先
〒732-8512 広島県広島市東区光町 1-10-19
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 藤原
電話 082-568-1014（直通）
- (2) 仕様書等の内容に関する問い合わせ先
〒732-8512 広島県広島市東区光町 1-10-19
全国健康保険協会広島支部 藤原、鞭馬、島田、高橋
電話 082-568-1011（音声案内「5」）
- (3) 見積書及び競争参加資格確認書類の提出期限
期限 平成 29 年 5 月 8 日（月） 午後 5 時 15 分必着
※郵送の場合も上記日時までに必着とする。
- (4) 見積書の提出方法等
 - ・ 見積書の様式は任意とする。
 - ・ 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
ただし、代理として支店長が当該氏名を記載し、支店長印を押印した見積書でも有効とする。
 - ・ 郵送で提出する場合は、封筒の目立つ場所に「協会けんぽ加入事業所へのアンケート用紙等印刷と封入封緘発送及び回答入力、集計・グラフ作成作業業務委託に係る見積書在中」と朱書きをすること。
 - ・ 特段の事項がある場合には別途指示する。

4. その他

- (1) 見積及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 全額免除とする。
- (3) 見積競争に参加を希望する者に要求される事項等

- ・ この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類を見積書に添えて提出しなければならない。
- ・ 見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ・ 提出した見積書の差替え、変更、取消しをすることはできないものとする。
- ・ 見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・ 一旦受領した書類は返却しない。

(4) 見積書の無効

- ・ 記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- ・ 本公告に示した競争資格のない者の提出した見積書、見積競争に参加を希望する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積の条件に違反した見積書は無効とする。
- ・ 競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判断された者が提出した見積書は無効とする。

(5) 請書作成の要否 要

(6) 契約対象者の決定方法

- ・ 本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会広島支部長が判断した資料を添付して見積書を提出した者であって、全国健康保険協会会計規程第 23 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格となる見積書を提出した者を契約対象者とする。
- ・ 同価格の見積書の提出した者が 2 名以上あった場合は、当支部が指定する方法及び日時場所において、当該見積参加者によるくじ引きにより契約対象者を決定する。ただし、見積書を提出した者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない支部職員にくじを引かせるものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 本仕様書の内容にかかる全てを経費として見込むこと。

(9) 見積書にアンケート等を送付する郵便料金は含めない。

(10) 見積競争結果の通知

見積競争の結果、契約の対象者に決定した者には、平成 29 年 5 月 9 日（火）午後 4 時 0 0 分までに電話にて連絡することとする。

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。